

内閣官房・内閣府本府等行政事業レビュー

「公開プロセス」

議 事 録

食品健康影響評価技術の研究に必要な経費

○大臣官房長 それでは、議題4の「食品健康影響評価技術の研究に必要な経費」に入らせていただきます。

御出席いただく有識者の先生方でございますけれども、南島先生にかわって山谷先生にまた参加をいただいております。

それでは、進め方でございますけれども、まず、所管部局から5分以内で事業の御説明をいただいた後、事務局から事業選定の視点・論点を提示いたしまして、その後、50分程度の議論・質疑を行いたいと思います。その後、取りまとめをいただくということでございます。

それでは、まず、所管部局から御説明をお願いいたします。

○説明者 食品安全委員会事務局総務課長の山本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

「食品健康影響評価技術の研究に必要な経費」につきまして、時間が限られておりますので、お手元のポンチ絵を中心に、要点を簡単に説明いたします。

まず、1ページをごらんください。

食品の安全性確保の考え方につきましては、80年代から欧米において科学的根拠に基づき危害要因による人への健康影響を未然に防止するリスク分析の考え方が重視されまして、2003年、我が国が参加する国際機関であるCodexでもこの考え方が採用されました。

2ページでございます。

このような流れの中で、我が国においては、平成13年9月に国内初のBSEが発生いたしまして、行政対応への反省から、1つにはリスク分析の導入。それから、2つ目に、関係省庁から独立してリスク評価を行う新たな行政機関の設置が求められました。これを受け、平成15年7月に食品安全基本法が施行され、食品安全委員会が発足しました。

3ページにありますとおり、リスク分析とは「リスク評価」「リスク管理」「リスクコミュニケーション」の3つの要素によって食品の安全を確保するという考え方でありまして、食品安全委員会がリスク評価、厚生労働省・農林水産省等がリスク管理を担っております。

リスク評価は、科学的知見に基づき、食品中に含まれる人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある物質を摂取することによって、どれぐらいの確率でどの程度の悪影響があるかを評価すること。具体的には、動物を用いた毒性試験の結果等をもとに、人が生涯にわたり毎日摂取したとしても健康への悪影響は生じないと推定される量。これは資料にもありますとおりADI、1日摂取許容量でございますけれども、これを設定すること等により評価するものであり、リスク管理機関からの要請に基づき食品安全委員会が評価を行い、評価結果を踏まえ、リスク管理機関が農薬等の危害要因の残留基準値の設定などの規制・指導等リスク管理を行っております。

リスク管理は科学的知見のほか、技術的可能性や費用対効果などが考慮されるということでございます。

次に、5ページでございますが、今回の公開プロセスの対象である研究事業について説明いたします。

リスク評価を行うには常に最新の科学的知見を有しておく必要があるため、あらかじめ研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度のもと、研究者への委託によって実施をしております。また、平成22年12月には、今後おおむね5年間に食品安全委員会が推進することが必要な研究事業の方向性を定めたロードマップを策定いたしまして、真に必要なものに限定して公募しております。研究の目的は3つに大別されますが、1つは毒性評価に必要な科学的知見の集積、2つ目に新たな科学的評価手法の確立、3点目に毒性のメカニズムの解析の3つでございます。平成25年度の予算額は1.9億円。実施した研究課題数は、レビューシートの4ページと5ページにありますとおり、13課題となっております。

6ページは、研究の活用イメージです。

研究の成果は発がん性試験、遺伝毒性試験、メカニズム試験等に必要なデータ、また、新しい科学的評価手法などとして、リスク評価に活用されます。そして、取りまとめられたリスク評価結果は、意見交換等広くリスクコミュニケーションを展開することで、国民各界各層に役立てていただきます。また、リスク評価の結果を踏まえリスク管理措置が講じられる結果、国民の健康の保護が図られるということでございます。なお、リスク管理機関の研究は、食品中の有害物質の測定や分析、それから、リスク低減方法の開発などがございます。内容や目的が本研究事業とは明確に異なっております。

次に、7ページですが、研究課題の選定や評価は、リスク管理機関からの評価要請や今後の評価要請見込み、それから、海外のリスク評価機関の動向などを踏まえ、常勤委員と外部の有識者で構成される調査・研究企画会議で行われて、研究成果はホームページや成果発表会を通じて国民に公表されております。

8ページでございますが、研究の実施体制について、研究に必要な専門性、機器等の設備、マンパワー等を相互に補うため、主任研究者を中心とする研究チームを組んで、糖尿病の動物実験、高血圧の動物実験など、チーム内での役割分担を明確にした上で実施をしております。

9ページと10ページは、これまでの研究成果の活用例を示したものです。

例えば、平成24年度に終了した農薬の急性参照容量のためのガイダンス作成に関する研究によって、農薬の急性影響を考慮したリスク評価が可能となり、冷凍食品への混入事案で話題となった農薬「マラチオン」について、本年5月に急性参照容量を設定し、評価を終了しております。

11ページから14ページまでは、平成22年度の財務省予算執行調査において、指摘事項と改善点を整理したものです。

大きく3つの点、1つ目は研究領域の選定、2つ目に経費の執行、3つ目に研究成果の活用について指摘がございましたが、いずれも着実に改善を図っております。

15ページでございます。今後の改善の方向性です。

1つ目として、研究者の査読等を得た論文として学術誌に掲載など、幾つかの段階を経た上でリスク評価に活用されるということでございますので、今後、終了した研究の追跡評価を着実に実施していきたいと考えております。

また、2つ目として、ロードマップについて、最新の科学的知見や国際動向、それから、リスク評価への活用や国民のわかりやすさの観点から、今年度中に見直しを行っていききたいと考えております。

説明は以上でございます。

○大臣官房長 ありがとうございます。

それでは、本事業を取り上げた視点と議論すべき論点について、会計課長から説明させます。

○会計課長 説明させていただきます。

本事業につきましては、平成22年度に財務省予算執行調査が行われております。この調査において、研究領域・研究企画の選定、研究成果の活用、経費の執行といった点について指摘が行われております。これらに対して適正に対応しているかという視点から、4月18日の外部有識者会合における議論を踏まえまして、公開プロセス対象事業として選定しております。

議論すべき論点は、3つあるかと考えております。

1つ目は、公募すべき研究分野の設定は適切か。どんな研究でも応募できるようなものになっていないか。厚生労働省、農林水産省等のリスク管理官庁と十分調整し、リスク評価官庁として真に必要な研究となっているか。

2つ目が、研究がリスク管理への活用も意識したものになっているか。研究結果がリスク管理官庁においても十分活用され、国民への周知も十分に図られているか。

3つ目が、主任研究者や分担研究者に対する国の関与は適切か。研究を実効あるものにするための工夫はなされているのか。

以上3点が論点になろうかと考えております。

○大臣官房長 それでは、質疑・議論をお願いしたいと思います。時間のめどとしましては17時45分までをめどとさせていただきます。

それでは、伊永先生、お願いいたします。

○伊永先生 それでは、パワーポイントの7ページをお伺いします。

事前にも詳しく教えていただいたところなのですが、食品安全委員会の特徴は、みずから研究機能は持っていないというところが非常に大きな特徴であると思っておりますが、この全体の流れ、フローチャートを拝見しますと、流れの下で調査・研究企画会議の存在が非常に大きな役割を果たしておる。最初から最後までこの会議が節目節目で大きな役割を果たしているわけですが、これがみずから研究機能を持たない部分をカバーしているのだと思っておりますが、この会議の構成員、学識経験者・常勤委員で、合計でどういう方がや

っておられるのでしょうか。何人いて、どういう方がやっているか、まず最初に教えてください。

○説明者 調査・研究企画会議の構成員でございますけれども、現在、現員としては8名いらっしゃいます。構成といたしましては、食品安全委員会の常勤委員4名でございます。これはそれぞれ公衆衛生学、獣医学、すなわち微生物ウイルス学、それから、薬学・毒性学の専門家でございます、分野横断的に食品安全のリスク評価について見ているものでございます。

それに加えて、外部の有識者として、リスク評価というものに通じ、かつ食品の危害要因全般にわたる研究領域とか課題の審議を行うことができる者ということで、専門委員の中から化学系の方、それから、微生物ウイルス学系の方、それから、生物統計学に通じていらっしゃる方、さらには、食品の品質管理に業務として携わっておられる方にお入りをいただいております。

○伊永先生 この会議は年間どのくらいの回数開催されているのでしょうか。

○説明者 年間、大体平均しますと8回ほど開催しております、その8回というのは課題の評価、ヒアリング等で丸1日かけて実施をしている。全員が集まって審議をするのはこの8回ということになりますけれども、その他に評価案件等についての書面審査を個別にやっております、非常に多くの時間をそれに費やしていただいているということでございます。

○伊永先生 書面審査は自宅というか。

○説明者 さようでございます。

○伊永先生 ですね。

もうちょっと具体的に聞きたいのですが、最初の調査・研究推進の方向性を決めるために何回集まるのですか。

○説明者 方向といえますか、毎年の優先課題を検討するために。

○伊永先生 課題の決定まででもいいです。

○説明者 課題の決定までに2回でございます。

○伊永先生 2回。

○説明者 はい。

○伊永先生 方向性と課題の決定ぐらいですね。

○説明者 そうですね。それから、あとは公募いたした後に応募案件が来ますので。

○伊永先生 それを書面審査して。

○説明者 書面審査をして、ヒアリングで2回ですね。新しい課題を決定するための審査で2回ぐらいかけます。

○伊永先生 はい。

○説明者 それから、継続中の研究について、継続するかどうかの中間評価をいたします。これが1回ないし2回です。2回に及ぶ場合もございます。

○伊永先生 はい。

○説明者 最後に、前年度に終了した課題につきまして、事後評価をいたします。これが1回ないし、分量によっては2回ぐらいかかることもございます。そういう構成でございます。

○伊永先生 問題は、やり方なのですが、他の省庁のを参考にされていると思いますが、実際に課題決定するときにかかわった人は、中間評価では別の方がやって、最後の事後評価はまた違う方がやるというのが普通なのですが、みんな同じ人がやっているのですか。

○説明者 現在は事前の評価、中間評価、事後評価を同じ構成員が実施しております。

考え方を御説明したいと思いますが、食品安全委員会が行います研究は、私どもがリスク評価で結果を出していくために必要な、今、充足していない科学的な知見を集めるということでございますので、研究成果を行政的な成果等に結びつけていくことが必要でございます。そこで、研究の企画段階から研究の活用段階まで同じ人が評価を実施することによって、評価の一貫性を保つというところを重視しております。

中間評価のところで、研究の有効性をより高めていく観点からの助言、アドバイスもしておりますので、それが初めの段階と中間評価の段階とで途切れてしまいますと、もともと私どもがその研究に期待している効果が得られない可能性がございますので、一貫性という点を重視をしながら御審議をお願いしているというところでございます。

○伊永先生 事後評価は変わっても何ら問題がないと思うのです。

○説明者 事後評価でございますけれども、御指摘のように、今「国の研究開発評価に関する大綱的指針」という政府全体の共通的な指針の中では「評価体制の柔軟性と評価の一貫性を確保する」というガイドラインが出ております。そこで事後評価につきましては、今後の方向としては、事前・中間評価の段階と事後評価の段階との間で一貫性を確保しながらも、新しい評価者と入れ替えを行うことによって客観性とか公平性を高めていくということについて検討していきたいと考えております。

○伊永先生 検討ではなくて、そこは実施しないと外部性は保てませんよ。

○説明者 その点につきましては、御指摘も踏まえて必要な改善をしていきたいと思いません。

○伊永先生 もとに戻りますが、調査・研究推進の方向性というのは一つのリスク管理官庁などの意向も受けて方向性を決めていくのだろうと思いますが、課題決定までに、丸1日の会議にしても何にしても、余り時間をかけないでやられているような心配がしますし、ある食品安全委員会の委員の方にヒアリングしたところでは、時間が十分になくてぱぱっと決めていたのだというような表現をされる方もいますので、このあたりはどのように考えておられるのですか。

○説明者 まず、課題の選定に当たりますとは、ポンチ絵の7ページの左端にございますように、事前にさまざまな情報を集めます。具体的には、まず事務局におきまして、毎週1回リスク管理官庁とリスク評価機関とで定例の課長級の会合をやっておりまして、そこ

でリスク評価の今後の見込みがどうなるかという情報を得ておりますし、また、リスク管理機関の審議会で、今後リスク管理措置として何を検討するかという情報共有を図っております。そういうことで、大まかに今後リスク評価要請に回ってくるものが何かという情報をつかんでおります。そのほか、リスク評価担当者が日々意見交換する中で、評価要請の動向等について情報を得ております。

そうした中で、今、抱えているものと、これから来る要請案件とを迅速・的確に評価をしていくため、リスク評価上の課題というのは専門委員等も日々感じておりますので、ここからも情報をとり、かつ最近の国内外の知見、国際機関で行われているリスク評価についての知見も得ながら、リスク評価方法にどう反映させていくかというところを検討して、たたき台をつくっております。そのたたき台をもとに、事前に各委員、この企画会議の構成員にごらんをいただきまして、吟味をいただいている。構成員は東京の方ばかりでもないで、集まる回数は限界があるわけでございますけれども、極力集まる会議で効率的に議事を進行するように、事前の準備を進めながら実施しております。

○伊永先生 はい、わかりました。

それでは、最後の質問にします。

課題を決定する際の応募者数と採択数は13と伺いましたけれども、このときの競争倍率はどのくらいになっていますか。

○説明者 採択率を申し上げますと、まず、平成24年度から申し上げますと、応募者数が48に対しまして新規採択は4ということで、8.3%でございます。それから、25年度でございますが、応募者数が61件に対しまして採択数は5件ということで、率にしますと8.2%になっております。

○伊永先生 それは新規採択の話をしておられる。

○説明者 新規採択でございます。

○伊永先生 継続課題については審査はしていないのですね。

○説明者 継続課題につきましては、中間評価で妥当性・有用性を見まして、継続するか否かというのを毎年評価いたしております。

○伊永先生 わかりました。ありがとうございました。

○大臣官房長 それでは、石堂先生、お願いします。

○石堂先生 リスク評価とリスク管理ということで、それぞれ役割が分かれるというところは私も理解したのですが、評価はあくまでもリスク管理に必要なものに限定されるべきでないかというのが私の考えでありまして、それが何かこういう理由でそれはそうではないのだということであれば御説明いただきたいと思うのですが、今の7ページの資料と、その1枚前の6ページにある左上のところの表が、何か微妙に違うのですね。6ページのほうはリスク管理機関の「リスク評価の要請」というものだけが矢印の左にありまして、この中に書いてある案件の内容聴取とか云々というのが、また7ページと微妙に構成が違っているのです。7ページのほうを見ていただくと、一番左側には「リ

リスク管理機関からの評価要請等」というのがまずついていきますし、ですから、要請以外のものがあるのかなというふうに考えられますし、その下に「海外のリスク評価機関等の動向」だとか「国内外における科学的知見の集積」、このリスク管理機関からの要請以外のものから調査・研究の方向性とか課題の決定とかに行く要素があるのかなという、ここをまずお聞きしたいのです。

○説明者 私どものリスク評価につきましては、基本的には厚労省・農水省からのリスク評価要請を受けて実施をするものでございます。

昔BSE問題をきっかけにこの委員会が発足されましたので、関係省庁が要請に来る前に、私どもが自らの発意で評価に動かなければいけないという事態が生じるときに、自ら案件を選定して評価ができるという役割が法律上もありまして、初期のBSEの評価というのは、まさにそういう自ら評価という形で実施をしたということで、そういうものがきわめてまれではございますけれどもあり得るということで「等」にしております。

ただ、数からいきますと、おおむね2,000件を超える評価案件の中で、自ら評価は11件取り上げましたけれども、その11件も、多くは後から追っかけて省庁から評価要請が来るといってございますので、基本的にはこれらのリスク管理官庁の要請に応じて結果を出すという仕事をしているということでございます。

○石堂先生 そうすると、7ページの、今のみずから評価とおっしゃったものが、一番上の箱の「等」で読むのだということであると、その下の「海外のリスク評価機関等の動向」とか、下の「国内外における科学的知見の集積」というのは、それに基づいて方向性とか課題の決定という流れとはちょっと違うというふうに理解するのですか。

○説明者 補足で説明させていただきます。

まず、6ページの図と7ページの図の違いでございますが、6ページは評価の流れで、厚生労働省などから評価要請を受けて、食品安全委員会が評価結果を返して、そして国民の健康の方向に結びつけようという流れでございます。

下の流れが研究事業の流れでございますが、先ほど先生の御指摘があったリスク評価要請ですとか海外のリスク評価機関との動向を踏まえて、これは研究課題を決めていくという流れでございますので、非常によく似通った図ですけれども、表の趣旨として流れが違ってございます。

上のほうは、評価の流れの中にこの研究費がどういうふうに使われていくかという活用のイメージを示しているものでございまして、下のほうは研究事業をどういうふうに関与設定して行って、そして評価していくか。そして、リスク管理機関にどう使われていくかということの流れで、そこはちょっと趣旨が違うところがございます。

それで、先ほど御質問の「海外のリスク評価機関等の動向」というところでございますが、これは日本で今までずっと評価を10年間続けてきておりますけれども、大体動物実験からADIを設定するのに同じような仕組みでやってきているのですが、海外ではかなり動物の実験数を減らしたりとか、試験管の中のデータを使ったりとか、そういうことでかなり

コストを下げた、短期間で行えるような評価手法を導入しているところがございます。それを日本でも導入していくべきではないかという問題点も食品安全委員会は持っておりまして、そういう評価動向を踏まえた研究を進めているというのが、この下の図の「海外のリスク評価機関等の動向」というところでございます。

○石堂先生 わかりました。

そうすると、どういう研究をするかというテーマを選ぶ段階では、まれにみずから評価ということはあるにしても、全てリスク管理機関からの要請に基づいているものだという理解でいいということですね。

○説明者 さようでございます。

○石堂先生 わかりました。

○大臣官房長 それでは、石田先生、お願いします。

○石田先生 先ほど2,000件の案件があるというお話だったのですけれども、昨年度あるいは一昨年度、リスク評価を実際にした件数と、そのうち食品健康影響評価技術研究でのリスク評価の数を教えていただきたいのです。リスク評価というのは、全部この研究でリスク評価されるのですか。

○説明者 25年度にリスク評価の結果を返しました件数ですけれども、252件でございます。これは過去10年で最多の数となっております。要請案件が同じ年に228件ございましたので、それを超過して結果を返すことができたということでございます。

そこで、研究との関係でございますけれども、この研究というのは今、私どもがリスク評価をする上で有していない知見を補充するための研究でございますので、すべからず全てのリスク評価にこの研究を使って知見を得るということにはなっておりません。足りないところを補っていくということになるかと思えます。

25年度におきましては、例えば研究の成果をどういうところで使ったかというのは、ポンチ絵の9ページに書いてございますように、例えば「農薬の急性参照容量設定における基本的考え方」と言いまして、農薬の投与による長期影響だけではなくて、短期影響も見た指標を設定していくということを日本で初めて導入していくために必要な研究をしていただきまして、そのガイドラインをつくり、かつマラチオンにつきまして急性参照容量というものを設定するといったようなことをやっております。

また、下でございますが、23年度に終了した研究でございますけれども、カビ毒「オクラトキシンA」の評価を返しましたときに、この中の遺伝毒性試験結果を使わせていただいたということでございます。

○石田先生 ですから、152件のうち、この実際の研究でのリスク評価の数を教えていただきたいのです。

○説明者 252のリスク評価の結果の中で、研究成果物を活用したものは今、御紹介した2件でございます。

○石田先生 済みません。152件のうち2件ということですね。そうすると、この食品健康

影響評価技術研究は1.3%の割合だったと理解していいわけですね。

そうすると、ごめんなさい。残りはどういう形でリスク評価されているのですかね。ちょっと論点が変わってしまうかもしれません。

○説明者 では、補足で説明させていただきます。

まず、このリスク評価というのは、今ある科学的知見をもとに評価書をつくっていくというものでございまして、今回の研究は、ポンチ絵の6ページにございますけれども、リスク評価に必要なデータの補充とか、毒性のメカニズムとか、新たな科学的評価書を確立していくというものでございますので、これから未来に評価要請があるものをあらかじめ予測して研究を行っていく。そして、厚生労働省や農林水産省から評価の要請が来たときに、その研究結果を使うというものでございます。ですから昨年度の、152とおっしゃいましたけれども252件でございますが、252件のうち何件かということではなくて、未来の評価結果を返していく中にこの研究成果が生かされていくというものでございますので、研究事業とリスク管理措置は明確な対応関係にないということでございます。

○石田先生 ありがとうございます。

済みません、252件のうち2件だったということですね。そうすると、この1.9億円というのは多いのか少ないのかちょっとわかりにくいのですが、多いのですか、十分なのですか。十分なのか小さいのか。252のうち2件ということについて、リスク評価の全体の中でこの研究の事業はどうなのでしょう。

○説明者 私ども、今後進めていかなければいけないリスク評価に必要な研究領域とか研究課題というものを定めておるのですけれども、それは今、私どもが抱えている評価案件だけでも476件あり、かつ今後も新しい評価要請が来る中で、先ほども御説明させていただきましたように、リスク管理官庁側から今後どういった評価案件が来るのかということ踏まえた上で、これからのリスク評価に使える知見をとっていくという考え方でございます。そういう考え方から優先実施課題というのを定めております。これらは全て現在評価をいただいている、あるいはこれから評価が来るというリスク管理官庁からの評価要請の背景があつてのことでございます。

そこで、今、1.9億円という中で事業を進めておりますけれども、先ほども応募件数のことを御紹介させていただきましたが、残念ながら採択したい課題というのはあるのですが、やはりどうしても予算の制約の中でやっていくということですから、断念せざるを得ないものもあるかと思えます。それで、個別の研究課題でいきますと、例えば今、かなり多くは農薬でございますとか食品添加物といった化学物質系の評価要請が来るのですけれども、これらは新しい試験方法を開発していけば、かなり期間が短縮できる。あるいは、これまで1日摂取許容量が設定できなかったものが設定できるようになるという成果が得られますので、これらは個別の危害要因の評価というだけではなくて、同様な性格を持つ化学物質系の評価の迅速性に資することになるという観点から実施しているところでございます。

したがって、多いのか少ないかと言われれば、まだまだ研究費がいただければ迅速なり

スク評価を進めていけるのであろうと。結局、科学的根拠だけが全てということになりますので、科学的知見のみでもって結果を出していくには、質の高い研究成果物を得ることが前提になってくると考えております。

○石田先生 リスク評価の要請が228件あって、今回は252件の評価をされたということですね。そのうち、この研究についての成果が生かされたのは2件ということだと、この評価技術研究の課題の決定というのは、割とそんなに急がないものが多いということですかね。中長期というか、そんなにすぐにリスク評価をしなくて済むような長いスタンスのものが多くということですか。

○説明者 それは両方ございます。これから割と人に対して危害要因となるものが予測されるものは割と中長期的になりますが、かなり逼迫している、先ほどの農薬のマラチオンのケースのように急性参照容量を決めないといけないということについては、非常に短期に行うものもございます。

それで、先ほど2件ということですが、こちらのレビューシートの中の後ろのほうに13の研究課題を挙げてございます。そのレビューシートの中の5ページの「K.」というところに、ちょうど中段あたりですが「化学物質により誘発される肝肥大の毒性学的評価手法の確立と今後の問題点」という課題がございまして、化学物質系の評価要請というのは、今、2,071件のうち1,421件ということで、70%が化学物質系の評価要請でございます。そして、ほとんどの剤がラットとかマウスの肝臓にある程度毒性所見を来す。その毒性所見の見方を迅速に確立して行うということによりまして、今は2件かもしれませんが、将来的には多くの評価要請件数の7割をカバーできるガイドンスが確立されるということで、これは非常に重要な研究でございますので、それは今後とも進めていかなければいけません。これも含めて、13課題全て背景もございまして、活用する方策もございまして、そういうことでやっていかなければいけないと思っております。

ですから、それは去年1年間の252件対2件というわけではなくて、今後の評価要請について中期的にも必要なものもありますし、短期的なものもございまして、そこは両方ともいずれは100%この評価結果に生かされるということを目指して行っていくというものでございます。

○大臣官房長 山谷先生、お願いいたします。

○山谷先生 今のお話でまたまたわからなくなったのですけれども、やはり必要性の順番で何か研究テーマを割り振ってそれに予算をつけていくのか、あるいは要請があった順番でやっていくのがよくわからなくてですね。だから、実際に実施していく順番というのは、どういう優先順位で決めているのかを教えてくださいたいのです。

○説明者 それは研究の順番ですか、評価の順番ですか。

○山谷先生 評価の順番です。

○説明者 評価の順番につきましては、知見がかなり整っているものから順番に行っていくというものでございまして、毒性試験が割と少ないとか、国際的にも評価が確定してい

るとかそういうものは結構早く終わりますけれども、評価要請が来ても毒性試験がほとんどない状況ですと、なかなかすぐに評価を返せないというものがございまして、この研究事業によってエビデンスをためていって、その成果をもとに評価結果を返していくということなんです。

○山谷先生　そこでもう一つあるのは、当然官庁の一つですから予算というものがあって、予算がいっぱいあればいっぱい評価研究、評価をできる、予算がないからできない。こういう理屈はあり得るものなのですか。

○説明者　現実的に予算の制約はございますけれども、私ども22年度にロードマップをつくりまして、また、25年度から毎年優先実施課題というものを定めております。そこでどうしてもこの年には優先してやらなければいけないというものを絞り込んで、それで予算も計上させていただいているところでございます。

○大臣官房長　それでは、今井先生、お願いします。

○今井先生　研究の実施体制と、その前提として、どういう基準で他の競争的な研究費との関連で採択されているか伺いたいのですけれども、ポンチ絵の8ページを見ますと、これは一つの例として挙がっておりますけれども、主任研究者の方と委託契約をして、それから、分担研究者の方が下に入ってくるわけですが、これはあくまで例だと思います。分担研究者の方は研究機関に属している方・大学に入っている方を念頭に置いておられますけれども、レビューシートのほうを見ますと「個人」という肩書の方もいらっしゃいますので、そういう方が入っている申請書をごらんになったときに、どういう基準で、あるいは何を考慮して採択されているのかということが1点目です。

それから、レビューシートの実際の研究班の費目・用途等を拝見させていただきますと、例えば海外に行って情報収集するというのは適切な予算執行だと思うのですが、海外に行きまして学会発表というものが結構ありますね。こちらの事業というのは少なくとも海外の情報も見ながら、しかし、日本国内においてどういうふうなリスクがあるかというのが委託官庁からの要請かと思っておりますので、もしも予算申請段階において学会発表等が入っているときには、その妥当性ということについては御検討されているのかどうか伺いたいですし、また、逆に後で予算執行後にこういうことをしましたというときでも、国内におけるリスク評価に資する資料が出ればそれは十分だというふうな処理をされているのかということを伺いたいです。

それで、そのことが学会発表ということになりますと、厚生労働省の競争的ないろいろな研究費との兼ね合いもあるでしょうし、リスク管理をするべき項目というのは恐らく農水省や厚労省においても関心のある緊急のテーマでしょうから、ダブリということがきつとあると思います。そういった際に、ダブっていると多分こちらでは採択されないだろうと思うのですが、国全体の予算としてはそういったテーマについてどういうふうにするか、何かお考えがあれば教えていただきたいと思います。

○説明者　まず、研究の実施体制でございまして、例えばこのポンチ絵の8ページ

をごらんいただければと思います。基本的にはマンパワーとか専門性、機器、ラボの能力から1つの機関でできない場合には、主任研究員を中心とする分担研究者で研究チームをつくっていただくという構成でございます。それぞれ役割分担をしております。

それで、基本的に私ども採択をするときに、この研究チーム全体の計画を見させていただいておまして、どういう方々が、主任研究員と分担研究員とでどういう役割分担をするのか、経費の妥当性はあるのかどうか、全体を見て採択の判断をさせていただいております。

それから、契約についてでございますけれども、今の仕組みは国と主任研究者が委託契約という形で結びまして、そこで研究遂行の義務でありますとか、実績報告の義務であるとか、あるいは特許権の国への譲渡等、あるいは実地指導に服するとか、物品管理の義務。そういうものを契約上定めておりますが、同様に主任研究者と分担研究者との間で再委託契約を結んでいただきまして、国が主任研究者と結んでいるのと同様の契約を交わしていただいております。

また、国と主任研究者の間では、第三者に委託をする必要がある際の再委託に関する特約条項というのも定めておまして、そこで再委託の範囲であるとか、計画の特許権の話でありますとか、物品の管理等につきまして、最終的には国の権利が主任研究員に法律上かかっているような仕組みになっているというところでございます。

○今井先生 その点で1点いいですか。

いただいたレビューシートでは、全て分担研究者の方が挙がっているのですが、ここに挙がっている方々の属性等を鑑みますと、もしかするとこれは研究補助者ではないかと思われるような方もいらっしゃるように思えるのですが、その辺の調査はされていますでしょうか。

○説明者 基本的には、単に手足としてデータ集めだけをするというのは外注という整理にさせていただいております。ある意味では数理モデルをつくっていただくという形で研究していただく方や実質的な研究をしていただく方を分担研究員というふうに内容を見て指示をさせていただいております。

それから、1点ちょっと御質問でお答えしていませんでしたけれども、レビューシートで「個人」とある部分でございますが、国の資金を使う場合に直接国の研究機関と契約ができないということがありますので、研究者と契約をさせていただきます。そこで「個人」ということになっておりますが、これらは全て国の研究機関に所属する研究者でございまして、分担研究員の方も基礎的な研究環境が整っているということを最低条件として認めているものでございます。

○今井先生 学会出張等の件はどうですか。

○説明者 学会出張でございますが、基本的には、学会は最新の科学的知見を得る非常にいい機会でございます。さまざまな観点から同業者がレビューをしてくれる、いろいろな意見を言ってくれる機会でございますので、それは個別に必要性を見て、新しい知見が得

られそうだというものについては経費として計上することを認めております。

○大臣官房長 残り10分を切っておりますので、コメントシートを書きながら続けたいと思います。

それでは、上山先生、お願いします。

○上山先生 済みません。先ほどの数字をちょっと確認させていただきたいのですが、石田先生のお聞きになられていた252の研究に対して、活用されたのが2件ということですか。

○説明者 正確に説明いたしますと、252件というのは、1年間の中で評価結果を終了したものでございます。

それで、ちょっと補足をさせていただければと思うのですが、レビューシートの「成果目標」のところをごらんいただければと思います。1ページでございますけれども、25年度のところで27とある数字は、最終的には私どもの研究目的は科学的な評価結果を返すというところにポイントがありますので、最終的にその研究成果物の知見が評価書の中に引用されたか、あるいは明らかにその研究成果物の知見だと思われるものが入っているかという点から見て、アウトカム目標の実績をとっておるところでございます。

25年度は27%ということなのですが、これは24年度に終了した課題が1年弱の間でございますけれども、実際に評価書の中で使われ、その本体の評価書が公表されたところとっております。

下のほうに書いてございますように、この研究成果物がリスク評価に使われるためには何段階かのステップを経ていく必要がございます。例えば同分野の研究者によるピアレビューを得た論文として学術誌に掲載されたり、あるいは、他の知見が集まって初めてリスク評価の結果が出ていきますので、一定の時間がかかる。しかしながら、ロードマップをつくって23年度から採択しておりますけれども、近年の打率は非常によくなっているということでこの数字を見ていただければと思っております。

○上山先生 済みません。数字がいろいろ出てくるので非常に混乱してよくわからなくなってきたのですが、252というのは、先ほど、結局研究を委託された数が252ということですか。

○説明者 違います。これはリスク評価結果を返した数でございます。ですから、必ずしもこの研究事業を全て使っているとは限りません。既にほかで知見があるものについては、それらを活用して結果を返します。

したがって、252と、今回私どもの成果目標で何件使ったかというのは、必ずしも対応しない、比較をするのは適当ではないと考えています。

○上山先生 済みません。そうすると研究の数は幾つだったのですか。

○説明者 この25年度のレビューシートをごらんいただければ、「活動実績」下のところに11とありますけれども、これは24年度に終了した課題の数でございます。そのうち27%ということは、数にして3課題が既にリスク評価結果に入っております。それで、下に(55)とありますのは、今、評価活動に使っているものでございます。これも含めると、6課

題が今、使われていますよという、そういうふうな見方になります。

○上山先生 ごめんなさい。ちょっとよくわからない。そうすると、先ほどの252のうちの2というのは何だったのですか。

○説明者 252の2というのは比較の対象としては適当ではないと考えております。

○上山先生 お聞きしたかったのは、先ほど研究の選択に当たっては、リスク管理官庁の要請に基づいて選択される。そして、研究の結果が出て、活用されていますということ。

それで、まず、予算はリスク管理官庁が研究の予算を持っているわけではないですね。ということは、基本的にはリスク管理官庁というのは、割とできるのだったらできるだけたくさんやってもらいたいということで持ち込んでくるのではないかと思うのですけれども、それが本当に必要性のあるものかどうかきちんと取捨選択した上でやられて、その研究の結果というのが活用されているのかどうかということをお聞きしたいのです。

○説明者 まず、持ち込んでくるとおっしゃいましたけれども、リスク管理官庁が持ち込んできますのは、リスク評価要請でございます。例えば新しく食品添加物を流通させるときとかですね。

○上山先生 ごめんなさい。リスク評価要請の話をお聞きしたいのではなくて、ここ、研究課題を決める際に、リスク管理官庁の要請に応じたものというのを選ばれるわけですね。これは研究課題を選定にするに当たっては、リスク管理官庁とは特に議論されたりするわけではなくて、既に出ている評価会要請等からそちらのほうで推測されて決められるということなのですか。

○説明者 冒頭に御説明いたしましたように、研究課題を決める際はリスク管理官庁と協議をいたします。

○上山先生 そういうことを言っているのですけれどもね。

○説明者 はい、そういうことでございます。

○上山先生 だからその協議の際に、要は彼らは自分でお金を出すのでなければ、できるだけたくさん研究してもらいたいというふうに当然働いてくると思うのですけれども、そのときに、それに従って研究課題を選択して、必要性が必ずしも緊急のものでもないものまで、予算があるからということで余分にやっているというようなことはないですかということをお聞きしたかったのです。

それで、先ほどの220、252対2ですか。そこら辺の数字というのは、その辺のところはどういうふうに位置づけられてくるのかということのも、いろいろな数字が出てきてちょっとよくわからなかったもので、どのようになっているのかということのを簡単に教えていただければと思います。

○説明者 まず、リスク管理官庁が研究費を持っているかどうかということでございますが、ポンチ絵の6ページの右上のほうに「リスク管理機関の研究」ということで、このハザード、いわゆる有害要因、危害要因ですが、リスク管理機関の研究として、ハザードの量を測定する分析法の確立ですとか、ハザードを低減させる生産技術の開発、米からカド

ミウムを減らすにはどうすればいいかとかいうような研究などもやっていますので、研究費はリスク管理機関も私たちリスク評価機関も両方持っています。

○上山先生 済みません。リスク管理機関が研究費を持っているかという話ではなくて、ここで採択される研究について、リスク管理機関が研究費用を負担されるのですかということをお聞きしているつもりなのです。

○説明者 リスク管理に関するものは管理機関は持っていますし、リスク評価に関するものは食品安全委員会がやっています。

○上山先生 ここで採択された研究にかかる費用というのは、リスク管理機関は負担されているのですか。

○説明者 今回の1億9,000万円は、リスク管理機関の動向も踏まえながら食品安全委員会が決めていくものです。

○上山先生 費用の負担について聞いているのですけれども、この研究についてリスク管理機関は費用を負担していないということでもいいのですね。

○説明者 さようでございます。というのは、リスク管理とリスク評価は機能を分化しております、私どもはそれぞれの省庁から独立して。

○上山先生 その辺はもういいです。先ほどから聞いていることを端的に答えていただきたいのですけれども、要は自分が費用負担しないのであれば、人の財布で研究をしてもらえるのであれば、できるだけしてもらったほうがいいに決まっているので、基本的に要請というのは多目の方向に働くだらうと思います。その際に、本当に必要かつ緊急ということできちんとした取捨選択をされているのですかといったところが、先ほどの数字からいくとどうなのかなと感じるところがあったので、そのところを端的にお答えいただきたい。そういうふうをお願いしているのです。

○説明者 リスク評価というのは、具体的に規格基準を定めなければいけないから要請が回ってくるわけでございまして、私どもとしてはできるだけ早くその結果を返していくということが、それによって基準がつくられて国民の安全が保護されるということで重要だと思っております。

○上山先生 大きな話はいいのですけれども、実際の数字でもう一度教えていただきたいのです。本当に研究されたものがどれだけ実際に使われているのか。仮に、先ほど今は使っていないけれども将来的には使われるのだというようなお話もありましたが、では、どのくらいの期間がたてば実際に使われるようになるのか。

私が先ほどから聞いていて気にしているのは、本当にこの予算の数字が要るのか。本当に活用されている研究に比して、余分なことを多くやっている可能性はないのですかと、そのところを説明いただければということをおっしゃっているのです。

大きなところで必要だと、それは長いこと見たら全部必要になってくるかもしれないですし、ちょっとでもリスクがあればそれも全然必要性がないとは言えませんと、本当にきちんとした時間のフレームの中で必要で、必要なものについてきちんとお金が適切に使わ

れているのかと、そういうところをお聞きしたいと思っているのです。

○説明者 「成果目標」のところでも書きましたように、大体研究の成果物を出して1年以内にはリスク評価に3割ぐらいが今、現状結びついていて、もう1年ぐらいたちますと6割ぐらいが結びついていく。つまりリスク評価には他の知見も集めてそれで結論を出していくということになりますので、そのぐらい時間がかかる。

しかしながら、この研究の知見によるピースがなければリスク評価結果を出せないということですので、今、必要な研究を実施させていただいていると考えております。

○上山先生 6割というのは適切な数字ということなのですか。

○説明者 大体2年ぐらいで結びつくというのは適切だろうと思っております。

○上山先生 ごめんなさい。2年で6割になるのですか、2年で10割になるのですか。

○説明者 今の24年度の実績で見えていきますと、大体成果物が出てから2年ぐらいで6割ぐらいが使われるということです。

○上山先生 2年で6割。4割は2年たってもまだ使われない状態ということですね。

○説明者 それは他の知見を集める必要があるということですので、つまりこれはリスク評価結果を出すための未充足部分のピースを埋めるということになりますので、他の知見も含めて。

○上山先生 他の知見がそろそろまでの将来に備えているということですね。

○説明者 はい。成果に結びつけているということになります。

○上山先生 済みません。もう一つ教えてください。

分担研究者というのは、最初に公募に応募してくるときに既に決まっているものなのでしょうか。それとも、研究を進めるうちに分担研究者を加えたい、この予算内なのでいいでしょうという形で、後から加えられるものなのでしょうか。そこはどういった。

○説明者 最初の研究計画のときに全て出させていただいて、それを採択の審査の材料としております。

○上山先生 後から加わるということはないのですね。

○説明者 ございません。

○大臣官房長 そろそろ時間でございますので、取りまとめをしながら、それでは、石堂先生。

○石堂先生 今、上山先生もおっしゃっていましたが、私が最初のほうでやった質問のとおりで、要するに、リスク管理機関のリスク管理に役に立つ研究でなければ意味がないと思っているのですね。ですから、ここの「成果目標」のところでは我々素人に最後までわからないのが、上段の説明のところで「公表済みの評価等（※）に活用された」と書いてあるのですね。それで、「評価等」ということの説明に「評価書」と書いてあるのです。その下のほうも、○のところは「リスク評価等に活用するためには」と、どこまで行っても「評価」なのです。その「評価」が「管理」に活用されたのが成果ではないかと私は思うのです。ですから、ここは私、※の、上から何段目かに「評価書」と出てくるこ

の「評価書」というのは、まだ「評価」なのでしょうね。リスク管理機関がこの評価を使って何かをやったとまでは書かれていないと考えてよろしいわけでしょう。

○説明者 まず、この研究の目的は、リスク評価を完結するための研究でございますので、リスク評価結果に結びついたかどうかというところが重要でございます。

○石堂先生 それは何度も御説明聞きましたけれども、要するに、私が言いたいのは、評価がいかにか、研究がいかにかにすばらしいものであっても、日本のリスク管理に活用されないのだったら意味がないでしょうと言いたいのです。

○説明者 それで、もともとリスク管理官庁からの要請があって評価結果を出すということですので、評価結果を出せばすべからずリスク管理官庁が措置をするということでございます。

しかし、ここで大事なものは、彼らが活用いたしますのはリスク評価結果でございます。そのパーツパーツである研究というよりも、全体トータルで見てどういうリスクの大小があるのかという結果が大事なもので、そこを御活用いただくということになります。したがって、成果目標としては、明確な対応関係のある研究の報告と成果物と、そしてリスク評価に実際使われるだけの知見が得られたのかどうか。そこを見ていくことが妥当だと考えております。

しかしながら、先生がおっしゃるように、最終的にはこれが国民にきちんと周知され、リスク管理官庁も使っていただくということが非常に重要でございますので、この研究成果を活用したリスク評価結果については、私ども多様な手段を使ってリスクコミュニケーションを展開して周知活動を行っております。

○石堂先生 要するに、何年かかからないと管理に適用されないのかもしれませんが、要するにリスク管理官庁からこういう研究をしてほしいのだと、その成果が出たと、それがリスク管理官庁に渡されて、それが実際に活用されたかどうかという、私にとって見ればそれは非常に単純な話に見えるのです。ですから、5年なり10年なりをとってみれば、この管理官庁から挙がってきた要請については、いついつにこういう研究成果があり、それについてはこの官庁が何年度にどういうふうに対応したという関係が捉えられないというのはおかしいと思うのです。

○説明者 その点につきましては、まさに追跡評価の部分でございますして、やはり何年か後に見たときに、リスク評価結果が出て、そのリスク評価結果を使ってリスク管理措置がされたかという、私ども日常的にも監視活動を行っておりますので、そういう形でまた評価をしていくことができると思っています。

○石堂先生 今はできないのですか。

○説明者 はい。単年度単年度で見るときは、すぐとれる数字としてはリスク評価結果に。

○石堂先生 いやいや、単年度単年度ではなくて、今までで何年か17年からやってきて、今の時点ではそれができないのですか。

○説明者 本日のポンチ絵の資料の10ページ目でございますが「研究成果を活用したリス

ク評価を踏まえたリスク管理措置の例」ということで、平成19年度から21年に行われた研究と、20年からの3年間の研究の成果を踏まえて厚生労働省が23年9月に生食用食肉の規格基準を設定したという事例がございますので、こういう形できちんと追跡をしていくという努力はやっていきたいと思っております。

○石堂先生　まさしく、そういうものがもっと数字としてぼんと出てこないものかなというのが素人としての疑問なのです。研究を、その評価をいまだに精度を上げようと思って頑張っているというのは、皆さんの仕事だというのはわかりましたけれども、それが実際にリスク管理に適用されないのだったら、世界の賞賛を浴びたって全然意味がないのではないかと思うのです。

だから、あくまでも成果指標というのは、皆さんの仕事でないとおっしゃるのかもしれないけれども、リスク管理官庁にどういうふうに活用されたかというのが成果目標であるべきではないかなといまだに思うのです。

○説明者　リスク管理措置にどのように結びついたかというのは、ある意味でここはダブルでチェックする必要があるまして、まず、一義的にはこの研究の目的は、科学的な根拠に基づき結果を出すということなので、そこにどう着地しているか。もう一つは、少しタイムスパンとしては長くとりまして、では、それを使ったリスク評価結果がどういうふうにリスク管理措置に生かされたかという二重のラインで評価していくことが必要ではないかと思っています。

せっかく御指摘をいただきましたので、追跡調査ということでその部分も今後の改善に生かしていきたいと考えております。

○伊永先生　先ほど今井先生が御指摘になったことと似通っているのですが、Fという採択テーマについても一度確認させていただきたいのですが、このテーマは主任研究者がおられて、再委託者が、3名の個人なのか3組織なのかよくわかりませんが、おられる。それで、全体の費用の使い方を見ると、必ずしも主任研究者がたくさんのお金を使っているわけではなくて、再委託の方のほうがたくさんお金を使っているようなケースもありますので、この主任研究者の役回りは実際何をしておられるのでしょうか。

○説明者　Fの研究は寄生虫の関係の研究でございます。この個人の上から順に行きますと、F1という方は、寄生虫のトキソプラズマという種類の寄生虫を中心に研究されている。F2の方は、イノシシとか鹿の寄生虫汚染の実態を調べる。F3の方はヒラメの寄生虫の実態を調べる。そして、Fの主任の山崎さんという方は、それぞれの野生のイノシシとか鹿とかヒラメの寄生虫のリスク評価手法それぞれをまとめていって、開発していくということ。

○伊永先生　単にまとめているだけではないのですか。

○説明者　ただ、実際にエビデンスを持って、それをどういう評価手法を検討していくかというのは、海外の知見とかそういうものも含めて検討することがございますので、それは班会議とかを組織して議論していくというのは非常に重要なサイクルでございます。

○伊永先生 でも、そういうのが採択されるということは少し疑問があるのです。この方は文献とりまとめとかこの道の権威の方なのでしょうけれども、実際にリーダーシップで自分がやっているというのではなくて、どちらかといえばお金を配ってやらせているというふうに映ってしまうのです。

○説明者 実際に肉にどれぐらい寄生虫があるかという、そのパーセンテージのデータをこのF1～F3の方が集めてくるのですが、幾らぐらいから実際に人に害があるかとか、そういう日本で得られた知見と海外で得られた知見を両方照合しながら日本としての評価指針をつくっていくということは、非常に頭脳的な仕事が必要でございますので、そこはデータを集める人と、そのデータを取りまとめる人、おのずと役割分担ができてくるものでございます。

○伊永先生 そのほかにも、どのチームをとっても非常に再委託の割合が高いですね。これは本来あるべき形だとお考えなのですか。

○説明者 実際にこのレギュラトリーサイエンスという分野でございますけれども、単なる一つの新しい事例の報告が見つかって、それを研究成果として出すという趣旨ではございませんで、幾つかのレビューアーといいますか、関係する研究者の方々が意見交換をしていく。そして、海外の知見とか文献とかを見て、総合的に決めていく。そして、誰もが受け入れられるような評価指針をつくっていく。そして、エビデンスを固めていくというふうな、何重にもチェックが必要かということで、こういう研究班組織的なもので行っているところでございます。

○伊永先生 そうですね。そうすると、以前お伺いしたのは、この食品安全委員会としてジャーナルを持っているのだということを伺いましたけれども、そのことと少し話がつながるのですが、今、言われたような仕事はなかなか論文にはなりにくい。それをこの食品安全委員会としてジャーナルに起こしているというふうにとればよろしいのですか。

○説明者 ほかの食品衛生分野ですとか毒性分野でも非常に実績ある方が担当されていますので、今回の研究成果ももちろんジャーナル『Food Safety』に投稿していただくのが一番いいと思いますが、ほかの雑誌に投稿しても全然大丈夫なぐらいレベルの高いものでございます。

○伊永先生 であれば、なぜこの食品安全委員会がジャーナルを持っているのですか。

○説明者 それは、食品安全委員会の研究成果だけではなくて、食品安全委員会が行っている評価書を海外に発信していくという面も両方ございますので、昨年11月にジャーナルを発刊したということでございます。

○伊永先生 でも、ジャーナルを発刊するというのはなかなか責任の重いことですから、それに耐えていくだけの組織的なバックアップはあるのですか。先ほどの調査・研究企画会議がそこを担うことはできそうにないのですけれども、どういうふうには実際はやっているのですか。

○説明者 実際は、専門調査会が12ございますが、その座長ですとか座長代理の方にレビ

ューアーに入っただいて、それで査読をしています。

○伊永先生 専門の調査会のメンバーも入れるとすごい組織ですよ。100人ぐらいになると
思いますけれどもね。

○説明者 177人が専門委員で任命してございますが、そのうち座長とか座長代理の方で大
体二十数名いらっしゃいますので、そういった方の協力を得て査読を行ってございます。

○伊永先生 しかし、本当にこの研究テーマがレギュラトリーサイエンスの中で十分に通
用するものであるなら、わざわざ食品安全委員会がジャーナルを持たなくても、別の学会
で集めてきた別刷りといえますか、ジャーナルをただ収集するだけで十分情報発信には足
りと思うのですが、わざわざジャーナルをつくっている理由がよくわからないのです。

○説明者 国際的にも、海外のCDCというアメリカの研究所でもそういうジャーナルを持っ
ていますし、ヨーロッパのEFSAというリスク評価機関もジャーナルを持っていますし、や
はりある程度学問的にも重要な位置を食品安全委員会は占めている。いろいろな関係学会
にもブースを出して食品安全委員会の発表とかもやってございますし、そういう学会活動
は、こういう学問的に科学的な評価をやっていく上で大事かと思っております。

○大臣官房長 申しわけございません。時間もかなり超過しましたので、石堂先生、それ
では、取りまとめをお願いいたします。

○石堂先生 ありがとうございます。

各委員からコメントシートがまいりまして、評価結果といたしましては、廃止とされた
委員が1名、事業全体の抜本的な改善とされた委員が3名、事業内容の一部改善とされた
委員が2名ということでございました。したがって、今回の評価結果としては、抜本
的な見直しということといたしたいと思っております。

個別の御意見の中から幾つか取り上げますと、テーマ選定から評価まで同一機関によっ
ていること。また、研究実施段階での再委託が多くて、主任研究者の位置づけがはっきり
しない。また、リスク評価事業がリスク管理にどの程度活用されているかも不透明である
というようなことで、この辺を抜本的に改善していただきたいという取りまとめコメント
になると思っております。よろしくをお願いいたします。

○大臣官房長 どうもありがとうございます。

それでは、以上で食品健康影響評価技術に関する公開プロセスを終了させていただきます
ます。どうもありがとうございました。